

I C O M日本委員会規程

(名称・事務所)

- 第1条 この会は、I C O M (国際博物館会議) 日本委員会（以下「日本委員会」と称する）という。
- 第2条 日本委員会は、事務局を公益財団法人日本博物館協会内におく。

(目的・事業)

- 第3条 日本委員会は、国内委員会として ICOM 本部に登録し、ICOM 規約に従いその目的達成を図ると共に、国内における会員の活動の向上に資することを目的とする。
- 第4条 日本委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. I C O Mとの連絡および情報の交換
 2. I C O M本部事業への参画
 3. 関連する他の国内、国際機構への協力
 4. 会員の国際的活動に対する援助
 5. 出版（デジタルを含む）に関する事業
 6. 情報・資料の調査・収集および伝達
 7. web サイトの運用
 8. その他必要な事業

(会員)

- 第5条 日本委員会会員（以下「会員」という）は、ICOM の個人会員（退職会員を含む）、団体会員、学生会員、個人賛助会員ならびに団体賛助会員から構成される。
- 会員は ICOM 規約第 3 条、第 4 条に該当する者で、入会を申し出、理事会が承認し ICOM 本部に登録されたものとする。
- 賛助会員は、日本委員会の趣旨に賛同し事業を援助する者で、理事会が承認したものとする。
- 団体会員および団体賛助会員は、それぞれ 3 名までの団体会員代表者および団体賛助会員代表者を登録することができる。

(会員の権利・義務)

- 第6条 個人会員、退職会員、団体会員代表者は、日本委員会の会員総会における投票権を有し、個人会員および団体会員代表者は、第 9 条に規定する役員に就任することができる。
- 会員は、I C O Mの国内、および国際会議に出席することができる。
- 会員は I C O M本部または日本委員会が発行する刊行物その他の資料の配布を受けることができる。
- 第7条 会員は、その選択する 1 つの国際委員会に所属することができる。個人会員、退職会員および団体会員代表者は、その国際委員会の投票権を有する。
- また、上記以外の 3 つの国際委員会を選択し、情報を受け取ることができる。
- 第8条 会員は別に定める会費を負担するものとする。

(役員)

第9条 日本委員会に個人会員および団体会員代表者から成る理事（15名以内）、監事2名および参与（以下「役員」と称する）を置く。

理事定数の過半数未満の理事は、投票権を有する個人会員および団体会員代表者から立候補した者であって、理事会の審議と承認を得た者を就任させることができる。

理事への立候補と就任の手続きは別に定める。

理事会は、委員長1名、副委員長（3名以内）を理事の互選によって選出する。

監事は会員の中から理事会が選出し、委員長が任命する。

参与は職をもつて公益財団法人日本博物館協会会長を充てる。

第10条 参与を除く役員の任期はそれぞれ1期3年とし、原則として、連続して2期6年を超えて再任することはできない。また、連続して12年を超えて役員にとどまることはできない。なお、前任者の退任によって役員に就任した場合、初任期の在職期間は上記任期制限の対象としない。

(役員の職務・権限)

第11条 委員長は会務を総理し、日本委員会を代表し、理事会および会員総会を召集しその議長となる。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障あるときはその職務を代理する。

監事は会務・会計を監査し、総会に報告する。

(理事会)

第12条 理事会は、原則、年2回以上開催する。

理事会は委員長を議長とし、予算案、事業計画案を立案し、役員を選出し、会員の資格を審査、承認し、会費の額を定め、その他日本委員会運営の責に任ずる。

理事会は理事会構成員の2/3（委任を含む）以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

委員長は理事会構成員の1/3以上が目的を示して請求したとき、臨時に理事会を招集しなければならない。

(顧問・名誉会員)

第13条 日本委員会に顧問および名誉会員を置くことができる。

顧問は役員としてとくに功労のあった者を理事会に諮って委員長が委嘱する。

顧問は理事会の要請により日本委員会の会議に出席して意見を述べることができる。

名誉会員は会員として永く貢献した者を理事会において推薦し決定する。

(会員総会)

第14条 会員総会は毎年1回開催する。

総会は委員長を議長とし、以下の事項について承認、議決する。

1. 事業報告、決算報告
2. 事業計画、予算案
3. 役員の任免
4. 規程の改定

5. その他日本委員会の事業に関する事項

- 第15条 会員総会は投票権保有会員の 10%（委任を含む）以上の出席をもって成立する。但し、この場合は 5 人以上の投票権保有会員の出席を必要とする。
- 第16条 会員総会の議事は出席者過半数の賛成をもって決する。
但し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第17条 委員長は投票権保有会員の 3 分の 1 以上が、目的を示して請求したとき、臨時にそれぞれ理事会または会員総会を召集しなければならない。

（財政・会計）

- 第18条 日本委員会の財源は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもってあてる。
- 第19条 日本委員会の資金は、現金および銀行預金とする。
- 第20条 日本委員会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（会員資格の喪失）

- 第21条 会費を滞納、または会員として適當と認めがたい行為があったときは、理事会はこれを除名することができる。
- 第22条 第 4 条の事業を行なうため必要に応じ、専門部会等を設けることができる。
- 第23条 日本委員会に若干名の事務局員を置くことができる。
事務局員は委員長の指揮を受け、この会の事務を処理する。

附 則

- 1 この規程の改正および規程施行のため必要な事項は総会で定める。
改正案は 28 日前までに会員に配布される。規程の採用および改正は会員の 1/3（委任を含む）以上の出席、出席した会員の 3/4 以上の承認を必要とする。再改正案は些細である場合のみ、その総会で改正できる。これが些細か否かは議長が決定する。
- 2 この規程は昭和 46 年 4 月 1 日より施行する。

(昭和 50 年 5 月 8 日一部改正)
(昭和 55 年 4 月 1 日一部改正)
(昭和 58 年 4 月 13 日一部改正)
(昭和 59 年 6 月 12 日一部改正)
(平成 5 年 5 月 25 日一部改正)
(平成 29 年 5 月 28 日一部改正)
(令和 2 年 6 月 10 日一部改正)
(令和 7 年 5 月 18 日一部改正)